

令和5年3月29日

消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書【概要】

－エステサロン等でのHIFU（ハイフ）による事故－

【消費者安全調査委員会】

1 調査の端緒

調査委員会は、HIFUによる施術を受けた後に、顔の一部にしびれや引きつれが生じ、三叉神経の麻痺と診断されたという申出を受けた。また、独立行政法人国民生活センターは、皮下組織に熱作用を加え危害を及ぼすHIFU施術をエステサロン等で受けないように、平成29年に消費者に対して注意喚起を行い、それを受けてエスティック業界の主要団体はその加盟するエステサロン等でHIFU施術を行わないこととしている。

しかし、これらの団体に未加盟のエステサロン等では現在でもHIFU施術が行われ、神経・感覚の障害、熱傷などの被害も報告されているのが実状である。このため、調査委員会は、エステサロン等によるHIFU施術の実態や事故情報について調査を行うこととした。

2 HIFUとは

HIFUは、High Intensity Focused Ultrasound（高密度焦点式超音波）の略で、集束超音波^{※1}の熱エネルギーにより体内の組織を高温に加熱するもので、前立腺がん治療などに用いられる。美容で用いられるものはその治療の技術を転用したものである。

HIFU施術は、超音波を照射するカートリッジの先端部を皮膚に当てた状態にしてプローブを手に持って動かして行う。また、カートリッジの先端部と皮膚との間に空間があると適切に照射ができないため、ジェルを皮膚に塗布してカートリッジ先端部と皮膚を密着させることが必要である（図1、図2）。

※1：集束超音波とは、カートリッジ内のトランステューサから発振する超音波を、レンズで焦点を合わせるように一定の深さで集束させるものである。

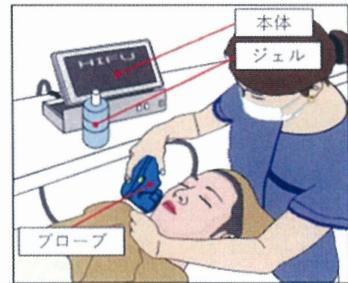


図1 HIFU施術イメージ

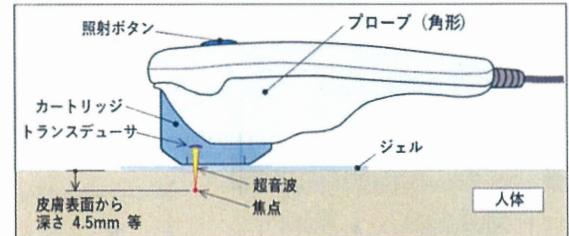


図2 HIFU照射イメージ

3 HIFU施術はどこで行われているか

HIFU施術は、医療機関である美容クリニック、エスティシャンが施術するエステサロンのほか、店舗に置かれたHIFU機器を利用者自らが扱うセルフエステなどで行われている。また、自宅等で利用者自らが施術することもある。

エスティック業界の主要団体はHIFU施術を禁止しているが、団体の加盟店はエステサロン全体の1割以下と推測される（図3）。

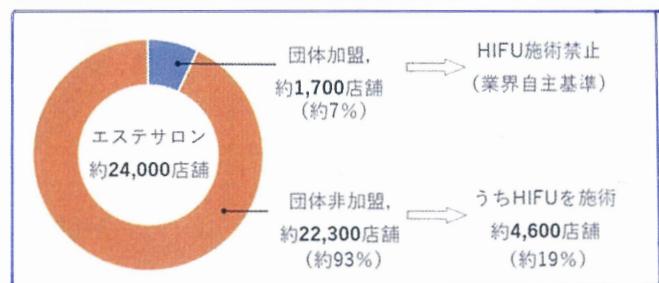


図3 業界団体とHIFU施術